

# 大阪医科薬科大学 成果有体物取扱規程

(平成26年11月18日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）における成果有体物の取扱いについて必要な事項を定め、その適正な管理を図るとともに、学術研究及び産業上の利用を促進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「成果有体物」とは、研究の過程又はそれらの結果として創作又は取得された試薬、材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、植物、化合物、抽出物、タンパク質等の生体成分等）、実験動物等の有体物であって、学術的かつ財産的価値を有するものをいう。
- (2) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ① 本学の教職員
  - ② 教室及び研究室に所属する学生、大学院生、研究生
  - ③ その他、学長が認めた者
- (3) 「創作者」とは、職員等であって、成果有体物を創作又は取得した者をいう。

(帰属)

**第3条** 職員等が職務上、本学が支給もしくは管理している資金を使用し、又は本学が管理する施設、設備その他の資源を使用し創作又は取得した成果有体物に係る権利は、原則として本学に帰属する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員等が本学以外の機関（以下、「第三者」という。）との共同研究等において創作又は取得した成果有体物に係る権利は、あらかじめ締結した契約等の定めにより、その帰属を決定する。ただし、当該第三者との間に定めがないときは、協議のうえその帰属を決定する。

(管理等)

**第4条** 創作者は、成果有体物を作製したときは、当該成果有体物の特性に応じて適切に管理・保管し、又は使用しなければならない。

- 2 創作者は、前項の規定に該当するときは、あらかじめ学部長に申し出て、学長にその承認を得なければならない。
- 3 学部長は、当該学部における成果有体物の管理について、統括するものとする。

(提供)

**第5条** 創作者は、学術研究又は産業利用のために必要があると判断した場合には、第三者に対し成果有体物を提供することができる。

- 2 創作者は、成果有体物を第三者に提供しようとするときは、成果有体物提供届出書（様式1）を学長へ提出しなければならない。本学は、提供の条件について、当該第三者との間で契約を締結するものとする。
- 3 成果有体物を学術研究のために第三者へ提供する場合は、原則として無償とする。
- 4 成果有体物を産業利用のために第三者へ提供する場合は、原則として有償とする。この場合において、その対価は協議して決定することができる。

（受入）

**第6条** 職員等は、学術研究のために必要があると判断した場合には、第三者から成果有体物を受入れることができる。

- 2 職員等は、成果有体物を第三者から受入れようとするときは、成果有体物受入届出書（様式2）を学長へ提出しなければならない。

（提供及び受入の制限）

**第7条** 前2条の規定にかかわらず、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合には、職員等は当該成果有体物を第三者へ提供し、又は第三者から受入れてはならない。

- (1) 関係法令及び本学規程等に違反するもの
- (2) 国及び本学の定める倫理指針に違反するもの
- (3) 第三者の研究者が創作又は取得したものであって、当該第三者において提供が禁止されているもの
- (4) 個人の情報が特定され得るもの
- (5) 生命や環境に重大な影響を与えるものであって、その安全対策等が確保されていないもの
- (6) 本学が提供又は受入れを禁止したもの

（補償）

**第8条** 本学は、成果有体物の提供により収入を得た場合には、その収入から作製及び提供に必要な経費を控除した金額の2分の1を創作者の研究費として分配する。ただし、創作者が既に退職しているときは、この限りではない。

（退職後の取扱い）

**第9条** 創作者は、本学を退職する場合には、在職中に創作又は取得した成果有体物の帰属について、本学と協議するものとする。この場合、本学は、当該創作者の退職後の研究活動に支障を来さないよう配慮するものとする。

（事務）

**第10条** この規程に関する事務は、研究推進課及び薬学総務部管理課において行う。

（その他）

**第11条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

**第 1 2 条** この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この規則は、平成 26 年 11 月 18 日から施行する。(平成 26 年 11 月 18 日 理事会承認)

**附 則**

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 27 年 3 月 17 日 理事会承認)

**附 則**

この規則は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。(平成 27 年 4 月 21 日 理事会承認)

**附 則**

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 3 月 15 日 理事会承認)

**附 則**

この規程は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。(平成 30 年 1 月 30 日 理事会承認)

**附 則**

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 3 年 1 1 月 1 9 日から施行する。



